

JACDS ダイレクトニュース

発行:一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 広報担当

規制改革推進会議 OTC 薬販売の「2分の1ルール廃止」盛り込む

政府の規制改革推進会議は12月21日、「一般用医薬品の販売時間規制(一般用医薬品の販売時間が当該店舗の開店時間の一週間の総和の2分の1以上)を廃止する」ことなどを盛り込んだ改革案を政府に答申しました。同会議は例年、夏に規制改革案を政府に答申していますが、今回は来年夏を待たず、来年4月施行を睨んだ項目をまとめ異例の「中間とりまとめ」的な位置づけになります。

「2分の1ルールの廃止」は今年10月21日、規制改革推進会議のワーキンググループで日本フランチャイズチェーン協会から要望されていました。同ルールは営業時間の半分以上の時間はOTC薬を販売しなければならない(薬剤師または登録販売者を常駐させなければならない)とする規定ですが、この規定がコンビニエンスストアにOTC薬販売の参入障壁の一つになっていました。

今後、厚生労働省では新たな「2分の1ルール」について、令和2年度中に結論を出し、結論を得次第速やかに措置するよう命じています。

規制改革会議はOTC薬販売の「2分の1ルール」を見直し、テレビ電話での対応などを可能にしたい意向であり、引いては、都道府県を跨いだオンライン服薬指導にまで拡大させたい意向です。

規制改革会議が政府に答申した「一般用医薬品販売規制の見直し」に関する事項は次の通り。

厚生労働省は、国民の一般用医薬品の購入に当たり、国民の予防・健康づくりを推進する観点から、安全性を確保しつつ利便性を高めるため、以下の対応を講ずる。

- a 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令(昭和39年厚生省令第3号)における一般用医薬品の販売時間規制(一般用医薬品の販売時間が当該店舗の開店時間の一週間の総和の2分の1以上)を廃止する。⇒令和2年度結論、結論を得次第速やかに措置
- b 一般用医薬品の販売に関して、情報通信機器を活用した店舗販売業における一般用医薬品の管理及び販売・情報提供について、薬剤師又は登録販売者が一般用医薬品の区分に応じて実施すべき事項や、店舗販売業者の責任において販売することなどを前提に、薬剤師又は登録販売者による情報通信機器を活用した管理体制・情報提供のあり方について検討した上で、必要な措置をとる。⇒令和2年度検討開始、早期に結論

(文責:横田)

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 サポートセンター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階
TEL. 045-474-1311 FAX. 045-474-2569